

事業主の皆さんへ

女性の活躍の場支援事業奨励金制度のお知らせ

- 金山町内の事業所（女性を3人以上常時雇用※新たに雇用することで3人以上になる場合を含む）に勤務する女性労働者（町民）を支援する事業所に対して奨励金を交付します。
- 事業所では、若年女性の雇用拡大、子育て中の雇用者待遇改善、結婚・出産しやすい環境整備等において本奨励金を活用していただきます。



1. 若年女性常用労働者新規雇用奨励金

- ・若年女性（概ね満18歳～満45歳まで）常用労働者（町民）の雇用一人当たり、2万円を交付します。

2. 女性新規学卒者採用奨励金

- ・女性新規学卒者（最終学校卒業後3年以内（卒業見込みを含む）の者のうち、町内事業所に就職した場合に、引き続き町内に住所を有する者）雇用一人当たり10万円を交付します。

3. 出産支援奨励金

- ・常用労働者（町民女性）が産前産後休暇を取得する場合、一出産当たり30万円を交付します。

※ ①及び②については、常用労働者新規雇用奨励金の併用が可能です。
また、②について、新規学卒者採用奨励金の併用も可能です。



【申請手続きについて】

●奨励金の交付対象者（いずれかに該当する事業所）

①および②に該当する場合

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規雇用を開始した事業者。

③に該当する場合

平成28年4月1日以降に産休を取得した女性常用労働者がいる事業者。



●奨励金の交付申請

「女性の活躍の場支援事業奨励金交付申請書」に、雇用状況を証明できる書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、出勤簿、タイムカード等の写し。③の場合は、母子手帳等、代替職員等の配置や雇用状況が証明できるものの写し。）等を添え、町に提出します。

交付決定を受けた事業者は、「女性の活躍の場支援事業実績報告書」に、奨励金の使途が証明できる書類（給与明細・各種研修にかかる領収書・チラシなど）を添付し、平成30年3月末までに町に提出します。

【問い合わせ先】 ※ 申請書請求等、詳しくは、下記までお問合せください。

金山町役場産業課 商工観光交流係 52-2111（内線406）